第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置
第二条第四十七号の自動運行装置

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

**第四条**　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

別表第一

| 自動車審査試験項目 | 自動車審査試験項目別費用額 |
|---|---|
| 一～七十四　（略） | （略） |
| 七十五　保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。） | 十八万七千円 |
| 七十五の二　保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。） | 十二万五千円 |
| 七十六～百二十九　（略） | （略） |
| 百三十　保安基準第四十六条に定める基準に係る試験 | 十二万五千円 |
| 百三十の二　保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験 | 十八万七千円 |
| 百三十の三　（略） | （略） |
| 百三十一・百三十二　（略） | （略） |

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

| （略） | （略） |
|---|---|
| 第二十九号、第三十七号、第四十一号、第四十五号、第四十七号及び第百三十号の二 | 二十七万円 |

第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置
第二条第四十七号の自動運行装置

改正前

別表第一

| 自動車審査試験項目 | 自動車審査試験項目別費用額 |
|---|---|
| 一～七十四　（略） | （略） |
| 七十五　保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。） | 十八万七千円 |
| 七十五の二　保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。） | 十二万五千円 |
| 七十六～百二十九　（略） | （略） |
| 百三十　保安基準第四十六条に定める基準に係る試験 | 十二万五千円 |
| 百三十の二　（略） | （略） |
| 百三十一・百三十二　（略） | （略） |

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする

| （略） | （略） |
|---|---|
| 第二十九号、第三十七号、第四十一号、第四十五号及び第四十七号 | 二十七万円 |